

令和8年度

**横浜市低公害車等
普及促進対策費**

補助金交付事業

燃料電池自動車（FCV）

申請のしおり

令和8年6月更新

**脱炭素・GREEN×EXPO推進局
脱炭素ライフスタイル推進課**

目 次

1	燃料電池自動車の導入補助制度について	
(1)	補助事業の概要	1
(2)	補助の対象	1
(3)	補助対象車種	1
(4)	補助上限額、補助対象経費及び予算額（募集見込台数）	1
(5)	申請方法	1～2
(6)	注意事項	2
2	F C Vの導入補助金申請フロー及び提出書類	
(1)	申請受付の流れ	2
	燃料電池自動車（F C V）の導入補助金申請フロー	3
(2)	提出書類	4
(3)	必要書類の補足事項	5
(4)	お問合せ先	5
3	補助金交付に係る書類の記入例	
(1)	交付申請兼実績報告書（第1号様式）	6～8
(2)	請求書（第5号様式）	9
(3)	委任状（第6号様式）	10

1 燃料電池自動車の導入補助制度について

(1) 補助事業の概要

低公害車等の普及促進を図るため、燃料電池自動車（以下「FCV」という。）の購入に要する経費の一部を補助します。

(2) 補助の対象

以下の要件をいずれも満たすことが必要です。

【申請者】

- ア 横浜市内に使用の本拠の位置を置き、FCVを購入する法人（国、独立行政法人、地方自治体及び地方独立行政法人、自動車を販売する業を主として営む法人は除く。）、個人、又は個人事業主であること。
- イ 自動車検査証上の使用者であること。
- ウ 市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納がないこと。

【申請車両】

- ア 「①車両の登録日」、「②車両の引渡日」または「③購入代金支払の完了又は全額の支払が担保された契約手続が完了した日」のうち最も早い日が申請年度の4月1日以降であること。
- イ リース契約で導入する場合は、契約期間が4年以上であること。

(3) 補助対象車種

経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の補助対象のFCV。具体的な車種、型番については下記ホームページの「補助対象車両一覧」でご確認ください。

【一般社団法人次世代自動車振興センター CEV補助金】

<https://www.cev-pc.or.jp/>

(4) 補助上限額、補助対象経費及び予算額（募集見込台数）

【補助上限額】250,000円／台（詳細は下記ア～ウのとおり）

- ア 補助対象経費は、FCVの車両本体価格（消費税及び地方消費税を除く取引価格）
- イ 補助金交付額は、補助金交付申請額、補助対象経費から国及び神奈川県補助金の合計交付額を差し引いた金額、補助金の上限額のうちいずれか低い金額とします。
- ウ 補助金交付決定額及び補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

【予算額】3750,000円（15台分）

予算が無くなり次第終了します。

(5) 申請方法 ※申請を委任する場合は、委任状（第6号様式）を提出してください。

事業完了後の申請となります。提出期限内に必要な書類を添えて交付申請兼実績報告書（第1号様式）をメールまたは郵送でご提出ください。なお、代理申請の場合は郵送のみ受付可とします。また、募集開始の日から先着順で受け付けます（募集台数15台を超えた日に複数の申請があった場合は抽選）。

【申請様式】

横浜市のホームページからダウンロード願います。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/hojo-sien/fcv.html>

【提出期限】

事業完了日（車両の登録日、車両の引渡日、購入代金支払の完了又は全額の支払が担保された契約手続が完了した日のうち最も遅い日）から起算して 30 日を経過した日または令和 9 年 3 月 12 日（金）までのいずれか早い日まで（必着）

【提出先】**○メールの場合 （代理申請の場合は郵送のみ）**

da-lifestyle@city.yokohama.lg.jp

横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素ライフスタイル推進課
FCV補助担当 宛

○郵送の場合

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 30階

横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素ライフスタイル推進課
FCV補助担当 宛

※申請書類は、上記の宛先にメールまたは郵送（代理申請の場合は郵送のみ）でご提出ください。持ち込みによる受付は行いません。郵送の場合、簡易書留やレターパック等、到着確認ができる方法での送付をお勧めします。

また、市から問合せがあった際などのために必ず写しを手元に保管してください。

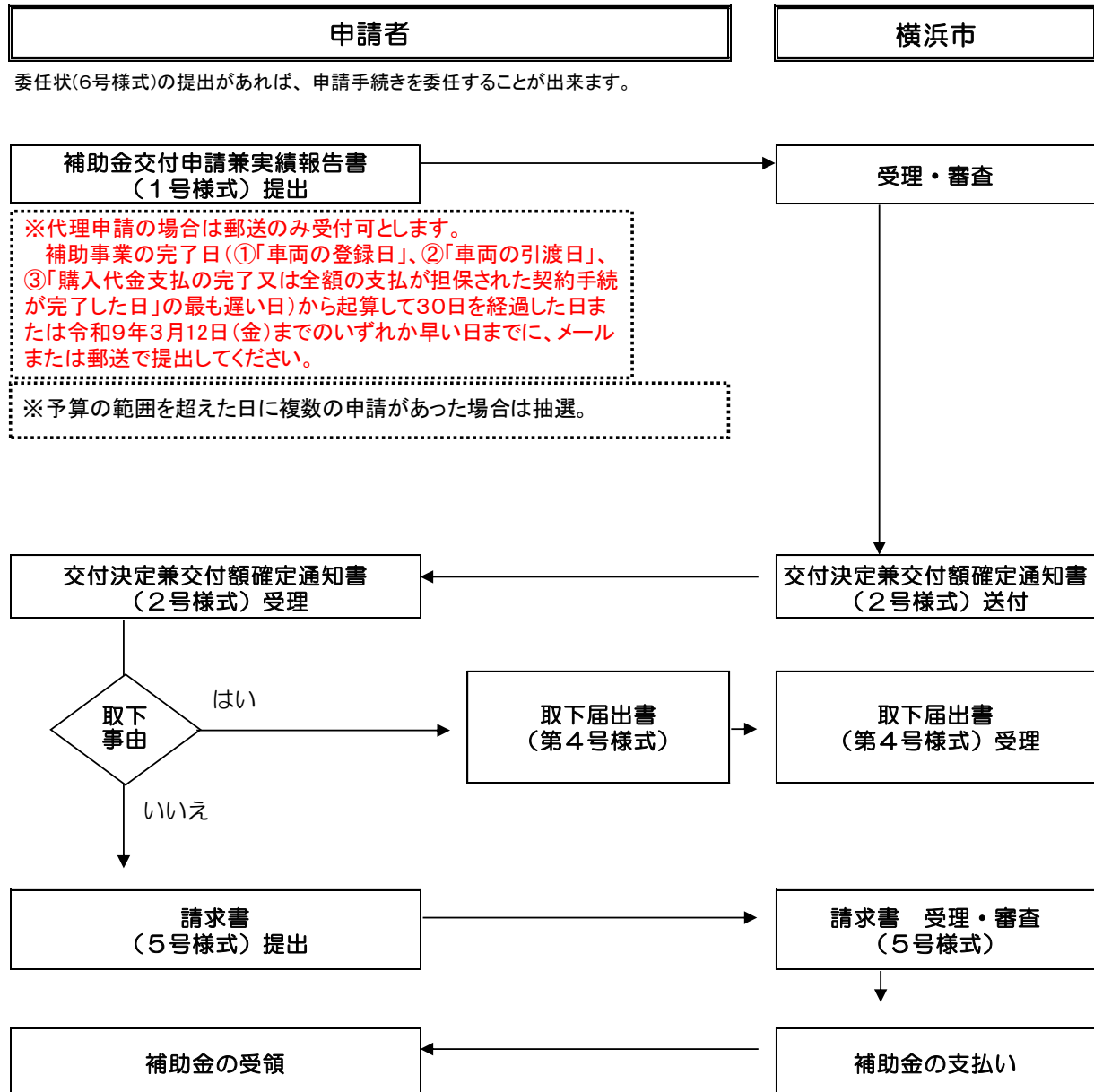
（6）注意事項

- ア 昨年度（令和 7 年度）様式での申請は受付できません。ホームページから令和 8 年度最新の様式をダウンロードしてご使用ください。
- イ 補助金の交付を受けた方は、補助対象車が新規登録された日の翌月から起算し 4 年間を経過するまで当該車両を保有することが義務付けられています。
- ウ FCVを導入するにあたり、他の横浜市の補助金と重複して申請はできません。
- エ 提出された書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

2 FCVの導入補助金申請フロー及び提出書類**（1）申請受付の流れ（P. 3 補助金申請フローを参照してください。）**

- ア 事業完了後、必要書類を添えて交付申請兼実績報告書（第 1 号様式）を提出してください。
- イ 交付申請兼実績報告書を審査した上で、補助金の交付決定兼交付額確定通知書を送付します。
- ウ 上記の交付決定兼交付額確定通知書を受け取ったら速やかに、請求書（第 5 号様式）を提出してください。
- エ 請求書に記載した金融機関へ補助金が振り込まれます。

燃料電池自動車（F C V）の導入補助金申請フロー



注意事項

- 1 押印が必要な書類はすべて朱肉を使う印鑑を使用してください。**ただし、委任状以外の書類において、電子メールで提出する場合は、押印不要です。**
- 2 消えるボールペン、修正液、修正テープ等の使用がある場合は受け付けられません。
- 3 各申請書類は、記入例を参照の上作成してください。

(2) 提出書類

ア 交付申請兼実績報告（委任状（第6号様式）提出により、手続委任可能。）

補助事業完了日（「①車両の登録日」、「②車両の引渡日」または「③購入代金支払の完了又は全額の支払が担保された契約手続が完了した日」のうち最も遅い日）から起算して30日を経過した日、又は令和9年3月12日（金）のいずれか早い日までにメールまたは郵送で提出してください（必着）。

※先着順で受付します（予算の範囲を超えた日に複数の申込があった場合は抽選）。

※代理申請の場合は郵送のみ受付可とします。

<必要書類> *個人事業主含む

	添付書類等	個人 *	法人	注意事項等
1	補助金交付申請兼実績報告書 (第1号様式)	○	○	必ず写しを取り、申請者(申請受任者)が保管してください。
2	第1号様式 別紙1	○	○	
3	申請者確認書類 (①又は②のいずれか)	○		①個人番号カード(個人番号は要マスキング)、運転免許証(変更内容の記載がある場合は裏面も必要)等の官公署から発行された顔写真付き本人確認書類(住所記載のもの)の写し ②住民票の写し(原本) 個人番号(マイナンバー)が記載されていないもので、申請日時点で、発行日から3か月以内のもの
4	履歴事項全部証明書 又は現在事項全部証明書の写し		○	申請日時点で、発行日から3か月以内のもの
5	カタログの写し(主要諸元表 及び環境仕様のページ)	○	○	(3)必要書類の補足事項 アを御確認ください。
6	自動車検査証の写し	○	○	
7	自動車検査証記録事項の写し	○	○	
8	車両引渡日を確認できる書類	○	○	車両受領書等、納車日を確認できる書類の写し
9	請求書の写し	○	○	(3)必要書類の補足事項 イを御確認ください。
10	下取車の車種・金額が分かる書類 (下取車がある場合のみ)	○	○	注文書、査定書等
11	下取車のリサイクル預託金額が分かる書類(下取車がある場合のみ)	○	○	
12	支出を証する書類(領収証の写し等)	○	○	(3)必要書類の補足事項 ウを御確認ください。
13	リース契約書の写し (リース契約で導入する場合のみ)	○	○	
14	要綱第6条別表3 注)に記載の書類		○	利益等排除の対象となる調達先から車両を導入する場合のみ

イ 取下（委任状（第6号様式）提出により、手続委任可能。）

申請を取下げする場合は取下届出書（第4号様式）を提出してください。

ウ 財産取得後の処分

導入後4年間の間に処分をしようとするときは、事前に財産処分承認申請書（第8号様式）を提出し、市の承認を受けてください。処分後は財産処分完了報告書（第10号様式）を提出してください。

エ 財産取得後の変更

申請者名（法人の場合は名称、代表者の氏名）、住所（法人の場合は所在地）等を変更した場合は事業内容変更届出書（第11号様式）を提出してください。

※財産取得後に処分又は変更を行う場合は、下記ホームページで詳細をご確認ください。

(3) 必要書類の補足事項

ア カタログの写しについて、次の事項に注意してください。

カタログの写し	☐ 主要諸元表及び環境仕様のページの写し (今回購入する型式が記載されている部分にマーカーで印をつけてください)
---------	--

イ 請求書の写しについて、次の事項に注意してください。

タイトル	☐ 「請求書」になっている。
発行会社	☐ 見積書を発行した会社名(店名)と同じである。
宛名	☐ 第1号様式の申請者名と同じになっている。
車両本体価格	☐ 記載されている。(見積書又は注文書の記載価格と同じであること)
価格内訳	☐ 法定費用／オプション費／値引き等が明確になっている。
車両型式/ 自動車登録番号	☐ 第1号様式別紙の型式と同じ型式が記載されている。 ☐ 車検証(自動車検査証記録事項)と同じ番号が記載されている。
事前領収がある場合	☐ 理由が記入してある。 例)『見積金額と請求金額の相違は、領収証番号xxxxxxで領収済みのため』

ウ 支出を証する書類(領収証の写し)について、次の事項に注意してください。

※全額の支払が担保された契約手続の完了を証する書類の写しでも可

発行会社	☐ 領収証と請求書の発行会社(店名)が同じになっている。 (会社名／店名を確認)	
宛名	☐ 購入の場合: 第1号様式の申請者名と一致している。	☐ ローン購入の場合: 車検証(自動車検査証記録事項)に記載の使用者名と同じになっている。
金額	☐ 購入の場合: 金額が請求書に記載された金額と一致している。	☐ ローン購入の場合: 金額がローン契約書に記載された金額と一致している。
車両型式/ 自動車登録番号 (複数台の場合)	☐ 第1号様式別紙の型式と同じ型式又は車検証(自動車検査証記録事項)と同じ番号が記載されている(複数台での申請の場合は必ず記載してください)。	

(4) お問い合わせ先

〒231-0005

横浜市中区本町6-50-10 30階

横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局

脱炭素ライフスタイル推進課 FCV補助担当

メール da-lifestyle@city.yokohama.lg.jp

電話 045-671-2661

※市から申請者宛てにご連絡する場合の連絡先は上記のいずれかになります。

【記入例】

7 利益等排除に関する事項（※申請者が法人である場合のみ記入）

1又は2の該当する方に☑マークをご記入ください。

申請者（リース車両の場合は使用・賃借者）と申請車両の製造会社との関係は以下の通りです。

☐ 1 申請者は、補助金申請車両の製造会社である。

☒ 2 申請者は、上記1に該当しない。

※自社製造車両を補助金交付を受ける場合には、横浜市低公害車等普及促進対策費補助金交付要綱別表3に基づき補助対象経費を算出、補助金額を決定します。

**申請者が法人である場合は、
該当の項目に☑をつけてください。**

※申請者が個人の場合は記載不要

8 添付書類等

(1) 申請者確認書類

(a) 申請者が個人（個人事業主）の場合

個人番号カード、運転免許証（変更内容の記載がある場合は裏面も必要）等の官公署から発行された顔写真付き本人確認書類（住所記載のもの）の写しまたは住民票の写し（原本※申請日時時点で、発行日から3か月以内かつ、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）

(b) 申請者が法人の場合

履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（申請日時時点で、発行日から3か月以内のもの）

(2) 導入した低公害車のカタログ（写し）

(3) 導入した低公害車の自動車検査証（写し）及び「自動車検査証記録事項」（写し）

※同型を複数台導入した場合にも全車両分必要（自動車検査証の所有者は申請者と同一であること。ただし、リースの場合は、自動車検査証上の所有者はリース会社、使用者は当該車両のリースを受ける者であること。所有権留保付ローン購入の場合は、自動車検査証上の所有者は自動車会社又はローン会社等、使用者は申請者であること。）

(4) 車両引渡日を確認できる書類

車両受領書等、納車日を確認できる書類の写し

(5) 請求書（写し）※車両本体価格、法定費用、値引き額、オプション費等が明確なこと

(6) 注文書、査定書等の下取車の車種及び金額が分かる書類（下取車がある場合）

(7) 下取車のリサイクル預託金額が分かる書類（下取車がある場合）

(8) 支出を証する書類

領収書の写し又は全額の支払が担保された契約手続の完了を証する書類の写し

(9) リース事業者と使用者とのリース契約書の写し（リース契約で導入する場合）

(10) 要綱第6条 別表3 注)に記載の書類(利益等排除の対象となる調達先から車両を導入する場合のみ)

(11) その他市長が必要と認めるもの。

【記入例】

導入した低公害車

種 別	・低公害車（燃料電池自動車）
使用の本拠の位置	横浜市〇〇区〇〇町 △番□号
導入した低公害車	・メーカー名：トヨタ
	・通称名：MIRAI
	・型 式：ZBA-JPD20
補助対象事業完了日 ※（１）、（２）、（３）の いずれかの遅い日を完了日とする。	(1) 車両の登録日 令和●年△月□日
	(2) 車両の引渡日 令和●年△月×日
	(3) 代金支払日又は全額の支払が担保された契約手続 (リース契約含む) の完了日 令和●年□月◎日
1 台分の補助金交付申請額 (A)	250,000 円
台 数 (B)	1 台
補助金交付申請額 (A) × (B)	250,000 円

(注) 導入した低公害車の使用の本拠の位置、型式ごとに1枚ずつ作成すること。

【記入例】

※交付決定兼交付額確定通知書（第2号様式）が届きましたら、
速やかにご提出下さい。

請求書番号 123456

横浜市長

任意の6桁までの数字をご記入ください。
口座振り込み時に記載されます。
※空白でも構いません。

令和〇年〇月〇日

作成日を記入して下さい。

住所〒〇〇〇―△△△△
横浜市〇〇区〇〇町〇丁目〇-〇

電子メールで提出する場合は、押印不可。
本データをPDF形式にして、パスワード設定後、
メールで送信してください。
※送信先：da-lifestyle@city.yokohama.lg.jp
PDFのパスワードは電話（045-671-2661）でお伝えください。
※申請者本人のアドレスや委任状に記載した受任者のメールアドレスから送信してください。

氏名 次郎

（法人の場合は所在地、名称及び代表者名、代表者印）

※ 住所・氏名は、申請書（第1号様式）と同様の
※ 内容でご記入下さい。

横浜市低公害車等普及促進対策費補助金請求書

朱肉を使用する印鑑を
使用してください。

令和〇年〇月〇日△△第●●●●●●号で交付決定兼交付額の確定を受けた補助金について、次のとおり請求します。

1 請求金額

交付決定兼交付額確定通知書（2号様式）右上に記載されている日付と文書番号をご記入ください。

〇〇〇,〇〇〇円

（補助金交付決定兼交付額確定通知書に記載されている金額）

2 補助金振込先

補助金振込先	フリガナ	ヨコハマ ジロウ					
	口座名義 （※1）	横浜 次郎					
	金融機関名と店名	〇〇 銀行 信金	金融機関コード	〇〇 支店 本店	支店コード （※2）		
			〇 〇 〇 〇		〇 〇 〇		
	預金種目（○で囲む）	普通（総合）	当座	貯蓄	その他（ ）		
口座番号	7桁で記入してください（右詰）			〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇			

※1 通帳の名義のとおり御記入ください。口座名義がアルファベットで登録されている方は、アルファベットで御記入ください。

※2 ゆうちょ銀行の場合、支店（コード）は3ケタの数字です。記号・番号ではありませんので、御注意ください。

【記入例】

(提出先)
横浜市長

令和〇年〇月〇日

委 任 状

作成日を記入して下さい。

■委任者（申請者）

住所〒〇〇〇―△△△△

横浜市〇〇区〇〇町 △-□

株式会社〇〇〇〇〇

氏 名 代表取締役 〇〇 〇〇

(法人の場合は所在地、名称及び代表者の役職・氏名、代表者印)

私は、下記の者に、横浜市低公害車等普及促進対策費補助金に係る事務手続の権限を委任します。

■受任者

住所 横浜市〇〇区〇〇▲丁目〇-〇

(法人の場合は、所在地)

氏名 〇〇〇●● 株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇〇

(法人の場合は、名称及び代表者の役職・氏名、代表者印)

担当者名 〇〇 〇〇〇

(担当者を復代理人とする場合は記入・押印)

連絡先電話番号 〇〇〇―〇〇〇―〇〇〇〇

メールアドレス 〇〇●●123@yokohama.co.jp

朱肉を使用する印鑑を使用してください。

朱肉を使用する印鑑を使用してください。

【委任事項】 委任する手続全てに☑マークを記入してください。

- ☒ 交付申請兼実績報告書の提出及び訂正
- ☒ 取下届出書の提出及び訂正
- ☒ 請求書の提出及び訂正

確認のうえ、
☑（チェックマーク）を
記入してください。